

鹿屋市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市公民館条例施行規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。